

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

大田区は、生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和7年9月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	大田区における生活保護法による保護及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置については、それぞれ生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づいて、以下①から③の事務を行っています。また全世代型対応の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条に基づき、④の事務を行います。 ①「保護の決定及び実施」 ・生活保護の開始又は変更申請書を受理する。 ・生活保護の決定に係る事務において、申請者の住民税情報や年金給付情報、その他、他法に基づく各種手当や保険資格、資金の貸付等の情報(以下、「各種情報」という。)を取得し、生活保護の必要性を判定する。 ・生活保護の停止、廃止事務に係る事務において、各種情報を取得し決定する。 ・職権による生活保護の開始及び変更事務に係る事務において、各種情報を取得し決定する。 ②「就労自立給付金及び進学準備給付金の支給」 ・就労自立給付金及び進学準備給付金の申請書を受理する。 ・就労自立給付金及び進学準備給付金の申請に係る事務において、各種情報を取得し支給判定を行う。 ③「保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収」 ・生活保護費の給付後、過払い又は不正受給が生じた場合の返還・徴収事務において、申請者の各種情報を取得し返還・徴収事務を行う。 ④「医療扶助のオンライン資格確認業務」 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符品の取得等
③システムの名称	生活保護システム、区民情報系基盤システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル、生活保護システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1.生活保護法による保護等に関する事務 ・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表の23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条(生活保護法関係) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 2.生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ・番号法第9条(利用範囲)第2項 ・大田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
--------	--

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の42の項及び 第44条(生活保護法関係)

・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条(生活保護法関係)

＜情報提供ができる根拠法令＞

・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号において第4欄(特定個人情報)に「生活保護実施関係情報」が含まれる項
(13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,,74,75,76,86,87,89,96,125,,128,132,141,144,155の項)

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の
第2条表の13,14,18,20項関係:第15,16,20,22条(児童福祉法関係)
第2条表の28項関係:第30条(予防接種法関係)
第2条表の37項関係:第39条(身体障害者福祉法関係)
第2条表の40項関係:第42条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)
第2条表の42項関係:第44条(生活保護法関係)
第2条表の48,49項関係:第50,51条(地方税法関係)
第2条表の53項関係:第55条(公営住宅法関係)
第2条表の59項関係:第61条(特別支援学校への就学奨励に関する法律関係)
第2条表の63項関係:第65条(学校保健安全法関係)
第2条表の69項関係:第71条(国民健康保険法関係)
第2条表の74項関係:第76条(国民年金法関係)
第2条表の75項関係:第77条(知的障害者福祉法関係)
第2条表の76項関係:第78条(住宅地区改良法関係)
第2条表の86,87項関係:第88,89条(老人福祉法関係)
第2条表の89項関係:第91条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係)
第2条表の96項関係:第98条(母子保健法関係)
第2条表の128項関係:第130条(原子爆弾被爆者に対する援護の関係に関する法律関係)
第2条表の125項関係:第44,127条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等並びに特定配偶者の自立支援に関する法律関係)
第2条表の132項関係:第134条(介護保険法関係)
第2条表の141項関係:第143条(独立行政法人日本学生支援機構法関係)
第2条表の144項関係:第146条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)

第2条表の155項関係:第157条(子ども・子育て支援法関係)

第2条表の158項関係:第160条(難病の患者に対する医療等に関する法律関係)

・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条(生活保護法関係)

2.生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務

＜情報参照ができる根拠法令＞

・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号
 ≪「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出≫

＜情報提供ができる根拠法令＞

情報提供は行わない。

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部蒲田生活福祉課
②所属長の役職名	自立支援促進担当課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	福祉部大森生活福祉課	〒143-0015	東京都大田区大森西1-12-1	03-5764-0665
	福祉部調布生活福祉課	〒145-0067	東京都大田区雪谷大塚町4-6	03-3726-6655
	福祉部蒲田生活福祉課	〒144-0053	東京都大田区蒲田本町2-1-1	03-5713-1706
	福祉部糎谷・羽田生活福祉課	〒144-0033	東京都大田区東糎谷1-21-15	03-3741-6521
	※請求先担当課は、利用者の住所地による。			

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉部福祉管理課	〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 03-5744-1243
-----	----------	--

⑤. 税則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・入手した特定個人情報の番号法連携ユニットシステムへの入力、係長級以上の職員を含むダブルチェックを実施している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載された書類は鍵のかかるキャビネットにて係長級以上の職員が保管している。	

変更箇所

[illegible]